

第四中学校・第八中学校統合新校新校舎整備について

第四中学校・第八中学校統合新校新校舎において、別紙に挙げる新校舎等整備における基本的な考え方を基に、基本構想・基本計画策定に向けた配置案の検討を進めている。

また、以下のとおり、校舎等の配置イメージを第四中学校・第八中学校統合委員会にて報告を行った。

1 開催日時

日 時	会 場
10月23日（火）18時30分～19時30分	第四中学校

2 学校統合委員会資料

別紙のとおり

3 学校統合委員会で寄せられた主な意見について

	主な意見
①	中学生は運動量も増え、また部活動もあることから、運動できるスペースをしっかりと確保するように検討してほしい。
②	普通教室は、校庭に面している場所に配置してほしい。
③	特別支援学級の職員室は、一般の職員室と同室にして整備してほしい。
④	職員室は、特別支援学級や普通教室、校庭へのアクセスに適した場所に配置してほしい。 また、学校が避難所となった際のことも踏まえて設計してもらいたい。
⑤	現在の美鳩小学校は、妙正寺川を介して団地から校庭が丸見えなので、施設配置イメージ①（校舎を北側と西側に配置）とした場合、団地からの視線を遮ることができる。
⑥	施設配置イメージ①（校舎を北側と西側に配置）とした場合、学校西側の通路沿いは高い擁壁があるため、通路側からの圧迫感が大きいと思う。

4 整備スケジュール（予定）

2018年12月12日	学校統合委員会（第4回）開催
2019年1月	基本構想・基本計画（案）とりまとめ
2019年3月	基本構想・基本計画策定
2019～2020年度	基本設計・実施設計
2021～2022年度	既存校舎解体・新校舎新築工事（美鳩小学校地）
2023年度	新校舎供用開始

統合新校校舎等整備の基本的な考え方

- 1 中野区における構想・計画等
中野区では、主に以下の構想・計画等を踏まえ、統合新校の校舎等を整備していく。

○中野区基本構想（平成28年3月改定）	○新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（平成28年4月）
・自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	・質の高い教育環境の整備 （学校再編による生徒数や学級数の一定数確保と子ども同士の交流など、集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営） ・体力向上させる取組の推進 （生徒の自発的な運動を誘発するための環境整備など、学校生活を通じた体力づくりの推進） ・特別支援教育の推進 （特別支援教育の充実、全小中学校に特別支援教室の設置）

- 中野区教育ビジョン（第3次）
- ・教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- 中野区立小中学校再編計画（第2次）
- ・第四中学校・第八中学校の統合

- 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方（平成19年8月）
- ・学習空間としての学校
 - ・生活空間としての学校
 - ・健康・体力を増進する学校
 - ・地域コミュニティ施設としての学校

- 2 新校舎等の整備にあたっての基本方針
- 「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、以下の考え方のもと、新校舎等の整備を進めていく。
- （1）多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
 - （2）効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
 - （3）今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
 - （4）快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- 3 統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項
- 新校舎等の整備にあたっての基本方針に関する具体的な対応については、以下の事項について検討している。

- （1）多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
 - ・校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していく。
 - ・災害時には体育館等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備するとともに、通用門についても防災機能を意識のうえ整備していく。
 - ・学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設をつくる。

- （2）効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
 - ・少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は生徒会の活動場所としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
 - ・図書室とコンピュータ室を一体的に整備し、「学ぶ」「調べる」「伝える」といった学習が効率的・効果的に行えるようにする。
 - ・会議室と多目的室を一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設をつくる。
 - ・特別支援学級の設置にあたっては、第四中学校の「四葉学級」における教育環境を踏まえつつ、設置階層や教室の採光、通常学級との交流、トイレの位置等に配慮のうえ、引き続き障害の状態や状況に応じた適切な指導を行えるようにする。
 - ・発達に課題のある生徒に落ち着いた環境で専門的な指導を行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を配置していく。

(3) 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備

- これからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、普通教室、少人数指導教室、特別支援学級等におけるＩＣＴ教育環境を整備する。
- 環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応をするため、施設の緑化などのほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。
- 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度負担（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。
- 屋内運動場、校庭を最大限確保のうえ、体力づくりを進められる環境を整備する。

(4) 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- 生徒が安心して気持ちよく過ごせる生活の場、異学年交流が行えるスペースをつくる。
- 統合新校の新校舎として、通学区域における生徒推計値のほか、近隣道路の交通量や生徒の登下校時の混雑等を配慮した通学門を整備していく。
- 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- 校地北側の一部は直接、又、東側、南側は４ｍ弱の区道を隔て民家と接していることから、防音対策や視線対策を行うなど、周辺環境にも配慮のうえ整備していく。
- 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、生徒の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの考え方による施設づくりを行う。

全体敷地計画

1 敷地の現状



① 東側道路

② 南門

③ 南側道路



④ 西側道路

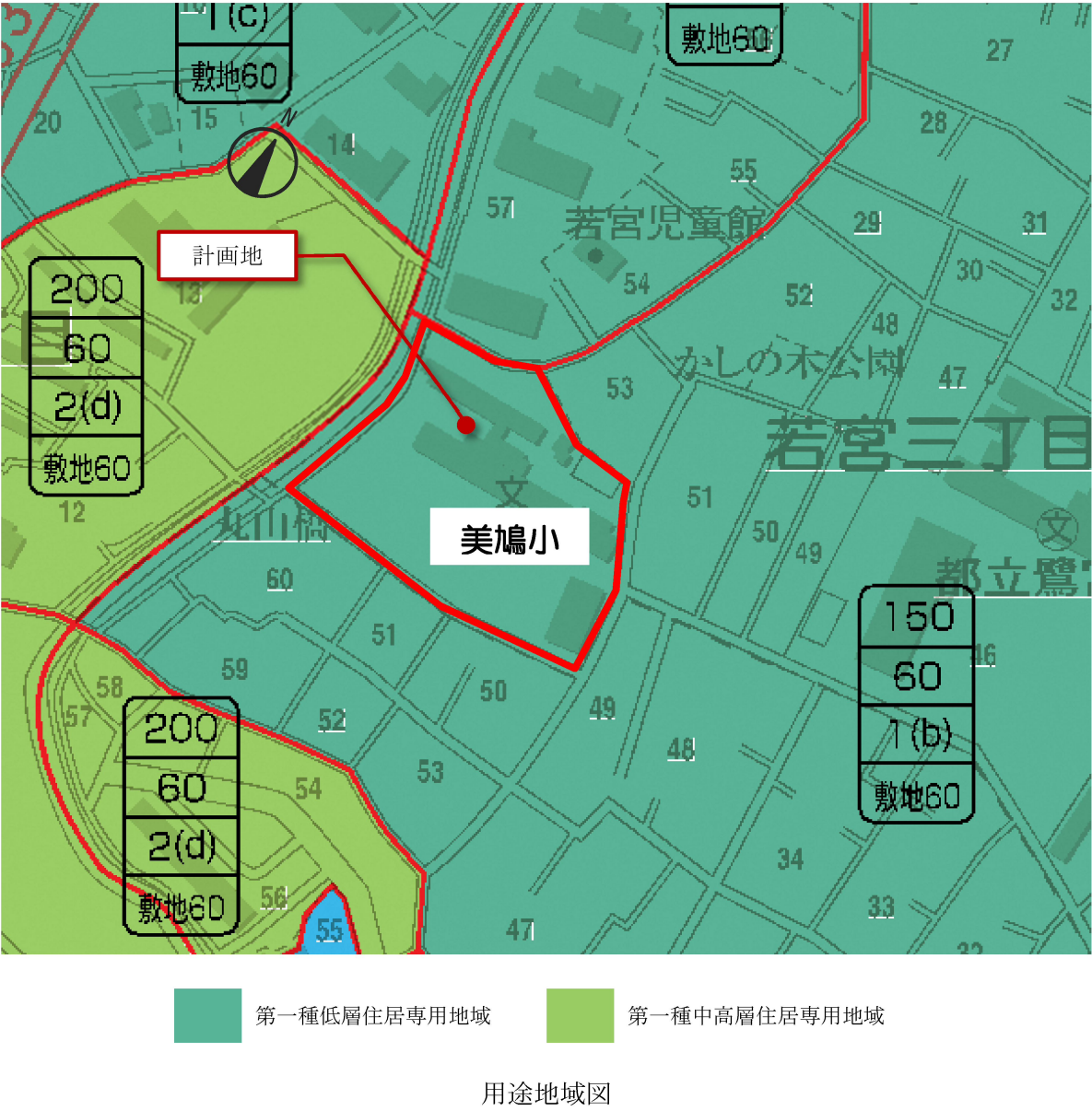
⑤ 北側道路

⑥ 東門



2 計画条件など

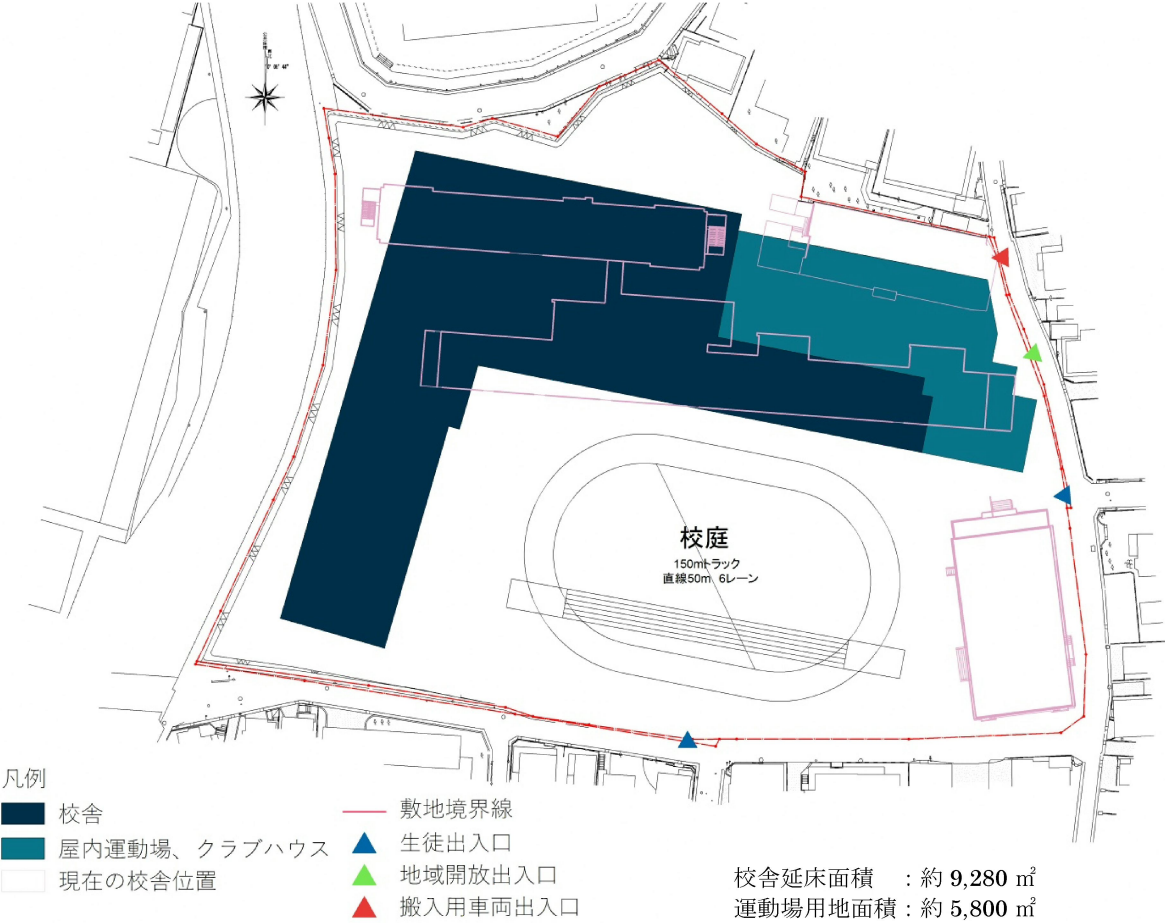
敷地の概要			
項目	内容		
所在地	東京都中野区若宮三丁目 53 番地 16 号		
前面道路	【北】	区道 42-1190 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：6.0m	
	【南】	区道 42-60 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：4.0m	
	【東】	区道 42-830 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m	
		区道 42-60 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m	
	【西】	河川管理用通路	
用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
敷地面積	13,283 m ²		
防火指定	準防火地域		
容積率	150%(指定容積率)		
建ぺい率	70%（基本 60%＋角地 10%）		
高度地区	第 1 種高度地区		
高さの最高限度	10m		
道路斜線	適用距離：20m 勾配：1.25		
隣地斜線	規定なし		
北側斜線	立ち上がり：5m 勾配：1.25		
日影規制	範囲 5m～	4.0h	
	範囲 10m～	2.5h	
	測定水平面	1.5m	



	耐火建築物	準耐火建築物	防火構造建築物
防火地域	延べ面積 100 ㎡超又は地上 3 階以上のもの	左記以外のもの	
新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例 7 条の 3) ※防火地域の区域を除く	延べ面積 500 ㎡超又は地上 4 階以上のもの	左記以外のもの	
準防火地域	延べ面積 1,500 ㎡超又は地上 4 階以上のもの	延べ面積 500 ㎡超又は地上 3 階以上のもの	左記以外のもの

3 施設配置計画

(1) 施設配置イメージ①



■建物配置特徴

【校舎・校庭】

- ・敷地北側西側にL字型に校舎を配置。（普通教室を1階～3階の南向きに配置）
- ・敷地南側に校庭を配置。

【地域開放施設（屋内運動場、クラブハウス）】

- ・敷地北東側に屋内運動場、クラブハウスを配置。

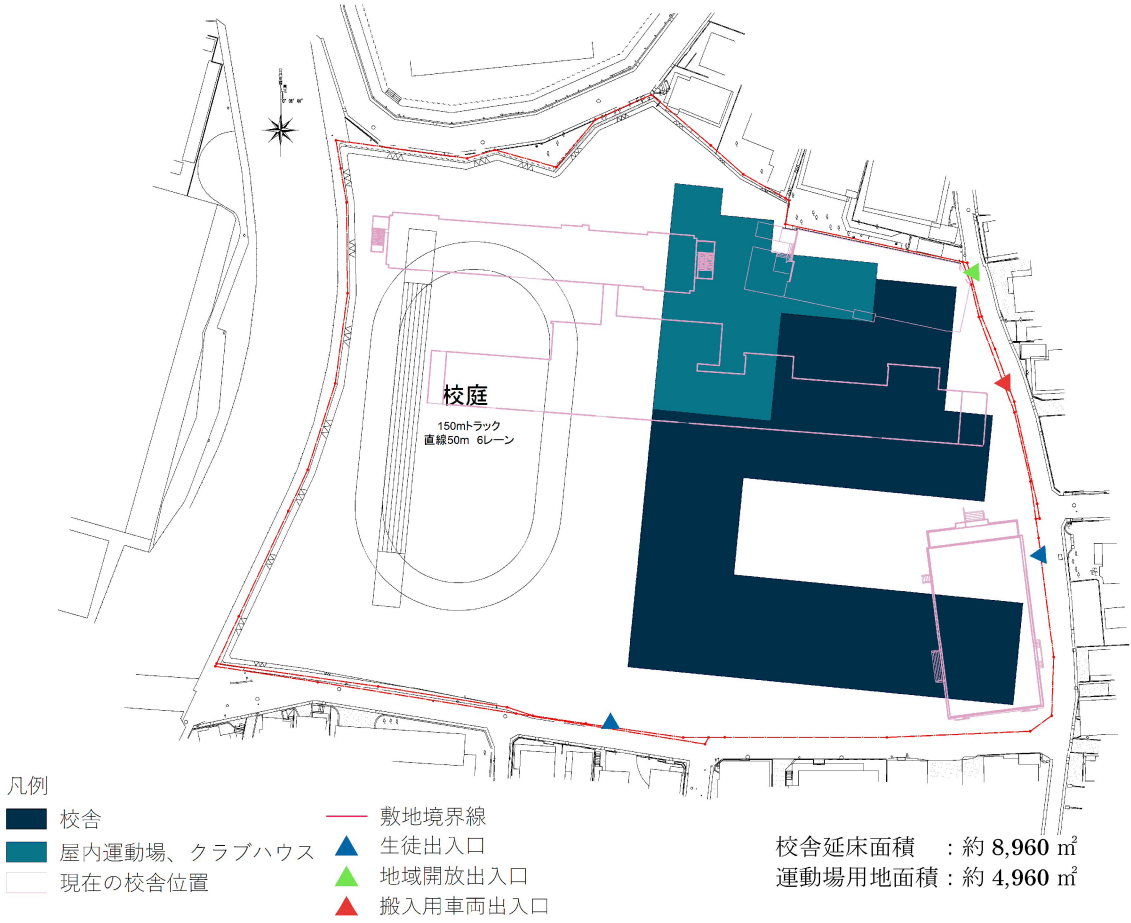
【メリット】

- ・地域開放施設を敷地北東側に集約することで、セキュリティを明確に分けることができる。
- ・全ての普通教室を南向きに配置出来ることから、採光を確保できる。
- ・敷地北側に給食室、武道場、屋内運動場を設けることにより、北向きの教室を少なくすることが出来る。

【デメリット】

- ・搬入用車両出入口が隣地と面しているため、近隣への配慮が必要である。
- ・校舎が川を挟んだ住宅のベランダに面しているため、視線等の配慮が必要である。

(2) 施設配置イメージ②



■建物配置特徴

【校舎・校庭】

- ・敷地東側にコの字型に校舎を配置。（普通教室を1階～3階の南向きに配置）
- ・敷地西側に校庭を配置。

【地域開放施設（屋内運動場、クラブハウス）】

- ・敷地北側に屋内運動場、クラブハウスを配置。

【メリット】

- ・地域開放施設を敷地北側に集約することで、セキュリティを明確に分けることができる。
- ・全ての普通教室を南向きに配置出来ることから、採光を確保できる。
- ・コの字型の校舎形状による中庭では、生徒同士の交流の場としての機能などが期待できる。

【デメリット】

- ・普通教室が校庭に面することができず、教育環境や隣接民地への配慮の面で課題がある。
- ・主に校舎南側の住宅側に教室を設けることになり、視線等の配慮が必要である。